# 令和７年度 第８回 湯梨浜町農業委員会定例総会議事録

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 開催年月日 | 令和７年１１月１０日（月）午後３時００分 | | | |
| 開催場所 | 湯梨浜町役場別館　第３会議室 | | | |
| 出席委員（　12 名） | １番　土海 政信 委員 | ２番　下田 健一 委員 | ３番　尾川 寛信 委員 | ４番　山田 隆雄 委員 |
| | ５番　長谷川 誠一 委員 | ６番　山下 和子 委員 | ７番　渡邉 由佳 委員 | ８番　清水 武敏 委員 |
| | ９番　横川　　力 委員 | １０番　中村 弘明 委員 | １１番　蔵本 孝広 委員 | １２番　山上 真治 委員 |
| 欠席委員（　０名） | | | | |
| | | | | |
| 出席推進委員（ ７名） | １３番 赤井　　保 推進委員 | １４番 河井 勝重 推進委員 | １５番 松本 勝男 推進委員 | |
| | １７番 伊藤 文夫 推進委員 | １８番 岡本　　章 推進委員 | １９番 音田 孝好 推進委員 | ２０番 倉本 哲男 推進委員 |
| 欠席推進委員（１名） | １６番 山本 正義 推進委員 | | | |
| | | | | |
| 職務のため出席した職員 | 事務局長　吉野 和男<br>副主幹　　中村 武史 | | | |
| 提案議案 | 第 26 号議案　農地法第３条の規定による許可申請について<br>第 27 号議案　農地法第５条の規定による許可申請について<br>第 28 号議案　非農地の現況証明について<br>第 29 号議案　農用地利用集積等促進計画の策定について<br>第 30 号議案　非農地の決定について | | | |
| 報告事項 | 第１号　水田の畑地変換届について<br>第２号　農地法施行規則第 29 条第１項に係る農地転用（2 アール未満の農業用施設）の届出について<br>第３号　公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について | | | |

| 日　　程 | 発　言　者 | 発　　　言　　　の　　　要　　　旨 |
| --- | --- | --- |
| 1　開会 | 事務局 | それでは定刻となりましたので、ただ今から令和7年度第8回農業委員会定例総会を開会します。<br>はじめに、農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。<br>本日の先導役は、議席番号10番の中村弘明委員です。よろしくお願いします。 |
| 農業委員会憲章　唱和 | 中村委員 | （農業委員会憲章の唱和） |
| | 事務局 | ありがとうございます。ご着席ください。<br>それでは開会にあたりまして、長谷川会長からごあいさつをいただきます。 |
| | 長谷川会長 | （長谷川会長あいさつ　中略） |
| | 事務局 | ありがとうございました。それでは、本日の出席者報告をします。<br>農業委員の現員数12人に対し、ただ今の出席委員は12人、全員出席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。<br>次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が議長となります。それでは、長谷川会長より進行をお願いします。 |
| 2　議事録署名委員の指名 | 長谷川会長（議長） | 本日の会議の日程は、お手元に配布のとおりでございます。ご確認願います。それでは進行させていただきます。<br>日程2.「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。このことについてお諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、議長において指名することにご異議はございませんか。<br>（「異議なし」の声）<br>異議なしと認めさせていただきます。それでは議事録署名委員には、議席番号12番の山上真治委員、議席番号3番の尾川寛信委員、両名を指名させていただきますのでよろしくお願い致します。なお、会議書記におきましては、事務局にお願いを致します。 |
| 3　報告事項<br>第1号 | （議長） | それでは、日程3.報告事項に入ります。<br>報告事項第1号「水田の畑地変換届について」、事務局より説明してください。 |
| 水田の畑地変換届について | 事務局 | 会議書2頁です。報告事項第1号「水田の畑地変換届について」を説明します。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 次のとおり、水田の畑地変換届出書が提出されたので報告するものです。<br>（資料は 2-1 頁）<br>番号 1　届出人は、長江●●。土地の所在は、大字長江――と――の 2 筆。地目はともに田、面積は記載のとおりです。この 2 筆について、40 ㎝の盛土を行い、普通畑へと変換するものです。<br>頁をめくっていただき、2-1 頁が航空写真による位置図です。中央付近に 1,2 と赤色で示しています 2 ヶ所です。なお、この 2 筆に隣接する農地はありません。説明は以上です。 |
| 第 2 号<br>農地法施行規則第 29 条第 1 項に係る農地転用（2 アール未満の農業用施設）の届出について | （議長） | 次に、報告事項第 2 号「農地法施行規則第 29 条第 1 項に係る農地転用（2 アール未満の農業用施設）の届出について」、事務局より説明してください。 |
| | 事務局 | 会議書 3 頁です。報告事項第 2 号「農地法施行規則第 29 条第 1 項に係る農地転用（2 アール未満の農業用施設）の届出について」を説明します。<br>次のとおり、農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 29 条第 1 号に規定する農業用施設を設置したい旨の届出書が提出されたので、報告するものです。<br>（資料は 3-1 頁～3-2 頁）<br>番号 1　届出人は、久留●●。土地の所在は、はわい長瀬――。地目は畑、面積は 894 ㎡。この内、転用面積は 72 ㎡で、農業用倉庫を設置するものです。<br>頁をめくっていただき、3-1 頁が航空写真の位置図です。中央少し右付近に青色及び赤色で示している箇所です。該当地全体を青色で、その内、転用部分を赤色で示しています。また、隣接農地となる、申請地の西側――番、南側――番の 2 筆の耕作者の同意書が添付されています。なお、申請地の東側隣接農地――番は届出人の所有地です。<br>次の 3-2 頁をお願いします。設置する農業用倉庫の平面図、側面図等を添付しています。左上の平面図を見ていただきますと、間口 7.2m、奥行き 10m、面積 72 ㎡のハウス型の倉庫の設置となります。説明は以上です。 |
| 第 3 号<br>公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について | （議長） | 続いて、報告事項第 3 号「公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について」、事務局より説明してください。 |
| | 事務局 | 会議書 4 頁です。報告事項第 3 号「公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について」を説明します。<br>次のとおり、公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書が提出されたので、報 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 告するものです。<br>（資料は 4-1 頁～4-2 頁）<br>番号 1　届出人は、鳥取県です。土地の所在は、はわい長瀬——、——の 2 筆。地目は、ともに田。面積及び地権者は記載のとおりです。概要について、所管課は、中部総合事務所県土整備局道路都市課。工事名は、国道 179 号はわいバイパス改良工事。転用目的は、土砂、資材等の仮置場として使用するものです。期間は、令和 7 年 10 月 21 日から令和 9 年 3 月 31 日までの約 1 年 5 ヶ月間で、この期間内に工事完了及び農地復元するものです。施工業者は、株式会社●●です。<br>頁をめくっていただき、4-1 頁が航空写真の位置図で、左上付近に赤色で囲っている 2 筆になります。申請地の隣接西側がはわいバイパスが設置されるところになります。分筆状況によりその状況がわかるかと思います。<br>次の 4-2 頁が土地利用計画図です。右側が北の方角になります。申請地 2 筆を黄色で囲っています。土砂及び資材等の仮置き場については、配置予定ということでご確認ください。説明は以上です。 |
| | （議長） | 以上で、報告事項第 1 号から第 3 号までの説明が終わりました。これは報告事項でございますので、皆さんのご承認をお願い致しますが、皆さんからお尋ねがございましたら、挙手のうえ発言をしてください。<br>それでは無いようですので、報告事項は終わります。 |
| 4　議事<br>議案第 26 号<br>農地法第 3 条の規定による許可申請について | （議長） | 次に、日程 4.議事に移ります。議案第 26 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局より説明してください。 |
| | 事務局 | 会議書 5 頁です。議案第 26 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。<br>次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。<br>（資料は 5-1 頁）<br>番号 1　譲渡人は、琴浦町●●。譲受人は、長江●●。土地の所在は、大字小鹿谷——。地目は、台帳、現況、利用状況いずれも畑、面積は 373 ㎡です。権利取得後の経営面積は 3 アールで、贈与による所有権移転です。なお、譲受人は、初めての農地取得であり、譲り受けた農地は自家用野菜を栽培。農機具は有です。具体的には、クワ、カマ、草刈機です。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 頁をめくっていただき、5-1 頁が航空写真の位置図です。中央下付近に赤色で囲っている箇所です。なお、申請地の隣接北側、青色で囲っている土地、──番は宅地であり、譲渡人名義の土地、建物です。この度、譲受人は、この──番の宅地を売買により取得することになり、赤色で囲っている隣接農地を贈与により取得するものです。番号 1 の案件は以上です。<br>再度、5 頁をお願いします。<br>（資料は 5-2 頁）<br>番号 2　譲渡人は、倉吉市●●。譲受人は、上浅津●●。土地の所在は、大字上浅津──。地目は、台帳 田、現況、利用状況は畑、面積は 263 ㎡です。権利取得後の経営面積は 71 アールで、贈与による所有権移転です。なお、この度取得の農地 263 ㎡は、自家用野菜を栽培されます。<br>頁をめくっていただき、5-2 頁が航空写真の位置図です。中央やや左側に赤色で囲っている箇所です。番号 2 の案件は以上です。<br>再度、5 頁をお願いします。<br>（資料は 5-3 頁）<br>番号 3　譲渡人は、はわい長瀬●●。譲受人は、三朝町●●。土地の所在は、大字上浅津──。地目は、台帳、現況、利用状況いずれも畑、面積は 283 ㎡です。権利取得後の経営面積は 146 アールで、親戚間の売買による所有権移転です。譲受人の住所は三朝町ですが、湯梨浜町内に 75 アールの水田を所有し、その内、45 アールは貸付、30 アールは家族で耕作しています。また、三朝町には 68 アールの農地を所有し、水田 18 アール、畑 50 アールの耕作をしています。畑については、野菜栽培のほか、ゆず、銀杏、みかん、びわ、すだち等を栽培しています。この度、親戚から売買により取得する 283 ㎡の畑については、野菜栽培をする予定です。<br>頁をめくっていただき、5-3 頁が航空写真の位置図です。中央付近に赤色で囲っている箇所です。番号 3 の案件は以上です。<br>再度、5 頁をお願いします。<br>（資料は 5-4 頁、5-5 頁）<br>番号 4　譲渡人は、鳥取県。譲受人は、田後●●。土地の所在は、大字田後──。地目は、台帳、現況、利用状況いずれも田、面積は 577 ㎡の内、436 ㎡です。権利取得後の経営面積は、45 アールで、売買による所有権移転です。なお、この度取得の農地 436 ㎡は水稲栽培をされます。<br>頁をめくっていただき、5-4 頁が航空写真の位置図です。中央付近に青色及び赤色で囲ってい |

| | | |
|---|---|---|
| | | る箇所です。――番全体を青色、この度の 3 条申請地を赤色で囲っています。<br>この土地は、今後分筆される予定です。次の 5-5 頁に分筆案が示されています。申請地は、はわいバイパス改良工事に伴い、買収される土地の代替地として、この農地を取得するものです。<br>現在の――番を分筆し、右側は予定地番――番として、この後の 5 条申請、転用申請が提出されています。この 3 条申請は、地番を――番として残す 436 ㎡になります。番号 4 の案件は以上です。<br>再度、5 頁をお願いします。<br>（資料は 5-6 頁～5-8 頁）<br>番号 5　譲渡人は、東京都小平市●●。譲受人は、長和田●●と●●の共有地にするものです。土地の所在は、大字長和田――、――、――、――の計 4 筆です。地目は、いずれも台帳、現況、利用状況いずれも畑、面積は記載のとおりです。権利取得後の経営面積は 77 アールで、贈与による所有権移転です。この度取得の農地 4 筆については、根菜類の栽培をする予定です。<br>頁をめくっていただき、5-6 頁が字――の航空写真の位置図です。右下に赤色で囲み、1 と示している箇所です。<br>次の 5-7 頁が字――の航空写真の位置図です。右下に赤色で囲み、2 と示している箇所です。<br>次の 5-8 頁が字――の 2 筆の航空写真の位置図です。中央に赤色で囲み、3,4 と示している箇所です。番号 5 の案件は以上です。<br>以上、5 件の申請につきましては、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。 |
| | （議長） | 説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。<br>質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 26 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。<br>《全員挙手》<br>全員の方が挙手であります。よって、議案第 26 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおりに議決致します。 |
| 議案第 27 号<br>農地法第 5 条の規定による許 | （議長） | 次に、議案第 27 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局より説明してください。 |

| | | |
|---|---|---|
| 可申請について | 事務局 | 会議書 6 頁です。議案第 27 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。<br>次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。<br>（資料は、6-1 頁～6-7 頁）<br>番号 1　土地の所在は、大字田後――。地目は田。転用面積は 577 ㎡の内、145.93 ㎡です。なお、転用申請地の分筆後の所在地は、――番となる予定です。転用計画の用途は、その他の業務用地で、施設概要は、車庫及び駐車場の設置。車庫の建築面積は 59.95 ㎡です。譲受人は、田後●●。譲渡人は、鳥取県です。契約内容は、売買による所有権。立地基準の判定に係る農地区分は、第 3 種農地。その区分決定根拠は、管理設道路沿道の区域内にある農地です。許可根拠規定は、第 3 種農地の転用は原則許可のため、記載はしていません。なお、この立地基準の判定については、事前に許可権者である県とも協議済です。都市計画区分は、非線引きの都市計画区域内で、公共投資は有です。<br>事業内容は、車庫、カーポート 1 棟の設置。盛土造成として、真砂土で高さ 23 ㎝から 28 ㎝、その上に、高さ 18 ㎝から 20 ㎝の砕石舗装を行います。西側隣接農地となる――番との境界線には、高さ 45 ㎝から 55 ㎝のコンクリート擁壁を設置し、土砂の流出を防ぐ対策をとるものです。農業振興地域整備計画において農用地からは除外済み。土地改良区の意見書が添付されています。先ほどの農地法第 3 条申請の番号 4 の案件のとおり、西側隣接農地となる――番は、譲受人名義の所有地となるため、同意書は不要。その他には、申請地に隣接する農地はありません。<br>頁をめくって頂き、6-1 頁が航空写真の位置図です。中央付近に青色及び赤色で囲っている箇所です。現在の――番全体を青色、この度の転用申請地部分を赤色で囲っています。<br>この申請は、はわいバイパス改良工事に伴い、現在設置、使用している車庫が道路用地として買収されることにより、その代替地として、この度――番全体を取得し、赤色部分を転用するものです。なお、現在の車庫は、この写真の左端に、青色で囲っている細長い箇所になります。この車庫全体が買収されることになり、代替地として申請地を希望されたものです。ちなみに、譲受人の自宅は、この写真の中央下に青色で囲っている――番になります。自宅敷地内、その周辺では適地が見つからず、申請地を選定されたものです。自宅から車庫までの距離は、これまでよりは、少し近くなることになります。<br>次の 6-2 頁が現地の写真です。左の写真は北東側から、右の写真は北西側から、ともに北側か |

| | | |
|---|---|---|
| | | ら撮影しています。<br>次の 6-3 頁が公図です。縦に見ていただきますが、現在の――番全体を青色で、農地転用部分の申請地を赤色で示しています。また、申請地周辺の地目を示しています。道路は茶色で示しています。申請地に隣接する農地は、分筆後の――番であり、この農地は、先ほどの農地法第 3 条申請の番号 4 の案件のとおり、譲受人名義の所有地となります。その他に申請地に隣接する農地はありません。<br>次の 6-4 頁が、先ほどの農地法第 3 条申請の番号 4 の案件でもお示ししました分筆案です。現在の――番を分筆し、左側は、農地として残す部分、右側は、転用部分であり、予定地番――番として、面積は 145.93 ㎡です。<br>次の 6-5 頁が土地利用計画図です。左側が北の方角となります。農地転用部分である申請地を黄色線で囲っています。農地として残す土地との境界線には、緑色で示していますとおりコンクリート擁壁を設置します。車庫、カーポートは、間口 10.9m、奥行き 5.5mの面積 59.95 ㎡です。敷地内の雨水は、西側から東側に勾配をつけて、東側に隣接する町道の道路側溝に流す計画です。<br>次の 6-6 頁が造成断面図です。右側が西の方角で、農地に接する部分であり、緑色で示していますとおりコンクリート擁壁を設置します。左側、東側に勾配をつけて、雨水を町道側溝まで流す計画です。<br>次の 6-7 頁が設置予定の車庫、カーポートの姿図を添付していますのでご確認ください。<br>以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。説明は以上です。 |
| | （議長） | 説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号 4 番の山田隆雄委員より報告をしてください。 |
| | 山田委員 | この転用計画は、隣接農地との境界線にはコンクリート擁壁を設置され、敷地内の雨水は隣接する町道側溝に流す計画であり、周辺の農地への支障はありません。よって、この転用計画を認めることについて、問題はないことを委員全員で確認しました。以上です。 |
| | （議長） | 以上で、案件の説明及び現地調査委員の報告を終わります。これより、質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。 |
| | 河井推進委員 | この土地は、元々県の土地であったのでしょうか。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 事務局 | 公共工事に伴う土地買収にかかる代替地として、県が元の地権者から購入したうえで、この度、譲受人●●に売買するものです。元の地権者と、この度の譲受人の相対でなく、県が間に入って売買をされるものです。 |
| | 河井推進委員 | わかりました。 |
| | （議長） | その他に質疑はございますか。<br>質疑がないようですので、質疑は終結し、採決を行います。議案第 27 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。<br>《全員挙手》<br>全員の方が挙手であります。よって、議案第 27 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおりに意見決定を致します。 |
| 議案 28 号<br>非農地の現況証明について | （議長） | 次に、議案第 28 号「非農地の現況証明について」を議題とします。事務局より説明してください。 |
| | 事務局 | 会議書 7 頁です。議案第 28 号「非農地の現況証明について」を説明します。<br>次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。<br>（資料は 7-1 頁～7-13 頁）<br>番号 1　申請人は、大阪府藤井寺市●●。土地の所在は、次の 7-1 頁にかけて、8 筆の台帳地目が畑の非農地証明願いの申請です。後で位置図等も見ていただきますが、この表の右端に位置図番号 1 から 8 を付けています。<br>それでは、土地の所在です。大字宇野字――の 4 筆。――と――は、現況地目は原野。――と――は、現況地目は公衆用道路。字――の――は、現況地目は原野。――は、現況地目は山林。<br>次の 7-1 頁、――は、現況地目は原野です。字――は、現況地目は原野です。面積は、各々記載のとおりです。現況地目が公衆用道路は、30 年以上前の農道整備事業により、道路の一部になっているものです。現況地目が原野、山林については、20 年以上前から耕作や管理ができなくなり、原野化または山林化したものです。<br>なお、記載はありませんが補足として、記載の現況地目は、課税上の地目でもあります。また、昨年までに実施した農地パトロールの結果として、8 筆すべて、再生利用が困難な農地であると |

| | | |
|---|---|---|
| | | 判断されていますことを申し添えます。<br>　頁をめくっていただき、7-2 頁が 8 筆すべての航空写真の位置図です。番号で 1 から 8 と示しています。1 から 7 については、集落の東端から農道を上がっていったところになります。8 については、集落の南側から山側に進んだところに位置します。<br>　次の頁からが、もう少し拡大した航空写真の位置図、現地の写真、公図になります。なお、公図については、申請地周辺の台帳地目も記載しています。<br>　7-3 頁です。字――の航空写真の位置図で、1 から 4 と示しています。<br>　次の 7-4 頁が、その現地の写真になります。左側の写真は、1 と 2 を南側から撮影、右側の写真は、3 と 4 を西側から撮影したものです。次の 7-5 頁と 7-6 頁が、1 から 4 の公図です。縦に見ていただきます。ご確認ください。<br>　次の 7-7 頁が、字――の航空写真の位置図で、5,6,7 と示しています。<br>　次の 7-8 頁が、その現地の写真になります。上の写真は、5 を東側から撮影、下の写真は、6 と 7 を南側から撮影したものです。次の 7-9 頁と 7-10 頁が、5,6,7 の公図です。縦に見ていただきます。ご確認ください。<br>　7-11 頁です。字――の航空写真の位置図です。右下に 8 と記載しています。<br>　次の 7-12 頁が、その現地の写真になります。申請地を北西側から撮影したものです。次の 7-13 頁が、8 の公図です。縦に見ていただきます。ご確認ください。説明は以上です。 |
| | （議長） | 　説明が終わりました。続いて、現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号 6 番の山下和子委員より報告をしてください。 |
| | 山下委員 | 　申請地の番号 2 と番号 4 の 2 筆については、道路の一部になっていることを確認しました。その他の 6 筆は、長らく手が掛けられておらず、原野化や山林化しており、容易には農地に復元することは困難な状況であります。よって、8 筆すべて非農地として認めることについて問題はないことを委員全員で確認しました。以上です。 |
| | （議長） | 　以上で、事務局の説明及び現地調査委員の報告を終わります。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。 |
| | 岡本推進委員 | 　番号 2 と番号 4 の道路の一部になっている土地の固定資産税はどうなっていますか。 |
| | 事務局 | 　現況地目を公衆用道路と記載しており、これは課税上の地目でもあります。よって、この 2 筆には固定資産税はかかっていません。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 岡本推進委員<br>（議長） | わかりました。<br>その他に質疑はございますか。<br>質疑がないようですので、質疑は終結し、採決を行います。議案第 28 号「非農地の現況証明について」、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。<br>《全員挙手》<br>全員の方が挙手であります。よって、議案第 28 号「非農地の現況証明について」は、原案のとおりに議決致します。 |
| 議案第 29 号<br>農用地利用集積等促進計画の策定について | （議長） | 次に、議案第 29 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を議題とします。<br>なお、本議案については、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限がございます。皆さんにお諮りをします。議席番号 1 番の土海政信委員、議席番号 4 番の山田隆雄委員、議席番号 13 番の赤井　保推進委員、議席番号 17 番の伊藤文夫推進委員、計 4 名からの申請、農地番号 11,16,17,19,20,39 から 42,58,59、計 11 案件を先に分割審議することにご異議はございませんか。<br>（「異議なし」の声）<br>異議なしと認め、農地番号 11,16,17,19,20,39 から 42,58,59、計 11 の案件を先に分割審議することとします。それでは、議席番号 1 番の土海政信委員、議席番号 4 番の山田隆雄委員、議席番号 13 番の赤井　保推進委員、議席番号 17 番の伊藤文夫推進委員、計 4 名は退席してください。<br>（1 番 土海政信委員、4 番 山田隆雄委員、13 番 赤井　保推進委員、17 番 伊藤文夫推進委員退席）<br>4 名の委員の退席を確認しましたので、審議を続けます。議案第 29 号「農農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議の案件について、事務局より説明してください。 |
| | 事務局 | 会議書 8 頁です。議案第 29 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を説明します。<br>次のとおり、農用地利用集積等促進計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。<br>（資料は 8-1 頁～8-3 頁）<br>8-1 頁、利用権設定関係です。まず、案件の説明の前に、全体を通しての説明になりますが、皆さまご承知のとおり、利用権設定については、以前の相対の契約が、令和 7 年 4 月からは、機構を経由した三者契約に完全移行されています。これにより、今年 12 月末日をもって契約が満 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 了する更新の契約について、この度初めて、機構を経由した三者契約をするものは、新規契約扱いになります。よって、この表の右側のほうに、契約の状況欄があります。実質は更新であっても、この度初めて、機構を経由した三者契約をするものは、新規に丸印が付くことになります。実質が新規、実質が更新の別がわかるように、実質が新規契約のものは、契約の状況欄の新規に丸印が付き、かつ備考欄に米印を付けています。実質が更新のものは、備考欄は空欄としておりますのでご理解をお願いします。<br>（分割審議案件）<br>それでは分割審議案件、議席番号1番の土海政信委員関連です。<br>8-1頁です。農地番号16と17、大字埴見地内の記載の2筆の現況が畑で、利用目的は果樹栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利、ともに3年で、有償契約です。耕作者は、埴見の土海政信で、新規契約です。実質は更新です。<br>次に、議席番号4番の山田隆雄委員関連です。<br>8-1頁です。農地番号19と20、大字藤津地内の記載の2筆の畑で、利用目的は果樹栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利、ともに5年で、無償です。耕作者は、藤津の山田隆雄で、新規契約です。実質は更新です。<br>次に、議席番号13番の赤井　保推進委員関連です。<br>8-1頁です。農地番号11、大字下浅津地内の記載の1筆の田で、利用目的は水稲栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利、ともに5年で、無償です。耕作者は、はわい長瀬の赤井　保で、新規契約です。<br>8-2頁です。農地番号39から42、大字下浅津及び光吉地内の記載の4筆の田で、利用目的は水稲栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利、ともに5年で、無償です。耕作者は、はわい長瀬の赤井　保で、新規契約です。<br>次に、議席番号17番の伊藤文夫推進委員関連です。<br>8-3頁です。農地番号58と59、大字方地地内の記載の2筆の田で、利用目的は水稲栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利、ともに5年で、無償です。耕作者は、方地の伊藤文夫で、農地番号58は新規契約で、農地番号59は実質更新です。<br>なお、地域計画の地区は、表の右側に記載のとおりです。分割審議案件の説明は以上です。 |
| | （議長） | 説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 29 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議案件、農地番号 11,16,17,19,20,39 から 42,58,59、計 11 の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。<br>《全員挙手》<br>全員の方が挙手であります。よって、議案第 29 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議案件、農地番号 11,16,17,19,20,39 から 42,58,59、計 11 の案件については、原案のとおりに意見決定致します。<br>それでは、退席している 4 名の委員に入っていただきます。<br>（1 番 土海政信委員、4 番 山田隆雄委員、13 番 赤井 保推進委員、17 番 伊藤文夫推進委員着席）<br>それでは、4 名の委員の着座を確認しましたので審議を続けます。議案第 29 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議以外の案件について、事務局より説明してください。 |
| | 事務局 | （分割審議以外の案件）（資料は 8-1 頁～8-3 頁）<br>先ほど、分割審議案件の審議において、退席者 4 名がありましたので、再度、案件の説明の前に、全体を通しての説明になります。利用権設定については、以前の相対の契約が、令和 7 年 4 月からは、機構を経由した三者契約に完全移行されています。これにより、今年 12 月末日をもって契約が満了する更新の契約について、この度初めて、機構を経由した三者契約をするものは、新規契約扱いになります。よって、この表の右側のほうに、契約の状況欄があります。実質は更新であっても、この度初めて、機構を経由した三者契約をするものは、新規に丸印が付くことになります。これをわかりやすくするために、実質が新規契約のものは、契約の状況欄の新規に丸印が付き、かつ備考欄に米印を付けています。実質が更新のものは、備考欄は空欄としておりますのでご理解をお願いします。<br>分割審議以外の案件の説明については、実質が新規のもの、備考欄に米印が付いているもののみとします。<br>8-1 頁です。農地番号 1 から 4、大字方面及び高辻地内の記載の 3 筆の田と 1 筆の畑で、利用目的は水稲栽培と果樹栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利、ともに 5 年で、無償です。耕作者は、方面●●で、新規契約です。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 農地番号 5、大字原地内の記載の 1 筆の畑で、利用目的はブロッコリー栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利、ともに 10 年で、無償です。耕作者は、赤池●●で、新規契約です。<br>農地番号 6 から 8、大字長和田地内の記載の 1 筆の畑と 2 筆の田で、利用目的は果樹栽培と水稲栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利、ともに 10 年で、無償です。耕作者は、長和田●●で、新規契約です。<br>農地番号 9、はわい長瀬地内の記載の 1 筆の畑で、利用目的はさつまいも栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利、ともに 5 年 1 ケ月で、無償です。耕作者は、松崎●●で、新規契約です。<br>農地番号 10、大字高辻地内の記載の 1 筆の畑で、利用目的は果樹栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利、ともに 4 年 1 ケ月で、無償です。耕作者は、高辻●●で、新規契約です。<br>8-3 頁です。農地番号 60、大字方地地内の記載の 1 筆の田で、利用目的は水稲栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利、ともに 5 年で、無償です。耕作者は、方地●●で、新規契約です。<br>これら以外は、実質は更新の契約ですので説明は省略します。なお、地域計画の地区は、記載のとおりです。地域計画は、町内で 6 地区が設定されていますが、目標地図に示している農地は、農振農用地区域内の農地としています。よって、該当地が農振農用地区域外の農地の場合は、地域計画の地区欄は空欄としています。説明は以上です。 |
| | （議長） | 以上で、説明が終わりました。これより、質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。<br>質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 29 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議以外の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。<br>《全員挙手》<br>全員の方が挙手であります。よって、議案第 29 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」は、すべて原案のとおりに意見決定致します。 |
| 議案第 30 号 | （議長） | 次に、議案第 30 号「非農地の決定について」を議題とします。事務局より説明してください。 |

| | | |
|---|---|---|
| 非農地の決定について | 事務局 | 会議書 9 頁です。議案第 30 号「非農地の決定について」を説明します。<br>次のとおり、農地法第 30 条に規定する農地利用状況調査の結果に基づく別紙一覧表記載の土地が、農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない土地であることの可否について、本委員会の議決を求めるものです。<br>（資料は 9-1 頁～9-8 頁）<br>9-1 頁、9-2 頁の非農地通知一覧表をご覧ください。この度は、大字宇野地内の記載の 30 筆について、非農地決定の判断をいただきたく提案するものです。表の左側から、土地の所在、地目、面積、所有者については、記載のとおりです。所有者については、登記簿上の所有者になります。利用状況調査は、令和 6 年 10 月に実施され、その際に、再生利用が困難な農地と判断されているものです。非農地通知書発行年月日は、議決を得た後に、所有者または納官人等に発行しますので、本日時点では空欄としています。備考欄には、非農地とした際の変更後の田畑以外の地目を記載しています。なお、記載の地目については、この後写真も見ていただきますが、固定資産税担当が判断している現況地目も参考に記載しています。<br>具体的に、位置図と現況写真により説明します。9-3 頁、番号 1 から番号 14 の位置図です。この図の左上に見えていますのは、集落の東端になります。そこから農道を山側に進んだところになります。その現況写真が、9-4 頁と 9-5 頁になります。まずは 9-4 頁、番号 1 から 6,8,11 は、畑から原野に地目変更するものです。次に 9-5 頁です。左上の番号 7 は、畑から原野に地目変更、右上の番号 9 と 10 は、畑から公衆用道路に地目変更、左下の番号 12,13,14 は、畑から山林に地目変更するものです。<br>9-6 頁、番号 15 から番号 30 の位置図です。先ほどの 9-3 頁の位置図から、さらに山側、南側に進んだところです。その現況写真が、9-7 頁と 9-8 頁になります。9-7 頁、番号 15 は、畑から原野に地目変更するものです。9-8 頁、番号 16 から番号 30 は、畑から原野、または山林に地目変更するものです。<br>以上、30 筆の提案について、本委員会で議決を得た後、所有者に通知発行、3 ヶ月の不服申し出期間を経た後、不服申し出者を除き、町長の職権で登記簿地目の変更登記を行うことになります。説明は以上です。 |
| | （議長） | 説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。<br>それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 議案第 30 号「非農地の決定について」、原案のとおり、これを可と認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。<br>《全員挙手》<br>全員の方が挙手であります。よって、議案第 30 号「非農地の決定について」は、原案のとおり議決致します。以上で議事を終わります。 |
| 5　その他 | （議長） | それでは、日程 5.その他に移ります。<br>(1) １１月農家相談会の日程について、説明してください。 |
| | 事務局 | ○１１月農家相談会の日程について<br>11 月 20 日（木）午前 9 時～正午<br>担当：④ 山田隆雄 委員、⑦ 渡邉由佳 委員、⑰ 伊藤文夫 推進委員 |
| | （議長） | (2) 農業委員会特別研修会の日程について、説明してください。 |
| | 事務局 | ○農業委員会特別研修会の日程について<br>12 月 3 日（水）13:30～16:00 エースパック未来中心・大ホール<br>※本日、出欠の確認　※出席者は、現地集合とします。 |
| | （議長） | (3) １２月定例総会の日程について、説明してください。 |
| | 事務局 | ○１２月定例総会の日程について<br>12 月 10 日（水）午後 3 時～<br>現地調査委員：長谷川 会長、土海 会長職務代理<br>⑦ 渡邉由佳 委員、⑧ 清水武敏 委員、⑯ 山本正義 推進委員 |
| | （議長） | (4) １２月農家相談会の日程について、説明してください。 |
| | 事務局 | ○１２月農家相談会の日程について<br>12 月 18 日（木）午前 9 時～正午<br>担当：⑨ 横川　力 委員、⑩ 中村弘明 委員、⑯ 山本正義 推進委員 |
| | （議長） | (5) その他について、事務局からは何かありますか。 |
| | 事務局 | ①湯梨浜町上下水道料金検討委員会委員の推薦について<br>農業委員会委員から１名の推薦依頼あり。本日推薦決定をお願いします。<br>⇒協議の結果、渡邉由佳 委員を決定（本人も承諾）<br>②農地パトロールは、全班が 10 月 31 日までに終了 |

| | | |
|---|---|---|
| | | ⇒全班、修正無を確認<br>今後、事務局において利用意向調査を実施します。<br>事務局からは以上です。 |
| | （議長） | その他に皆さんから何かお伝えされたいことはございますか。<br>無いようですので以上で終わります。 |
| ６　閉会 | （議長） | 皆さん、ご起立をお願いします。以上を持ちまして、令和７年度第８回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。お疲れ様でございました。<br><br>（閉会　午後４時３０分） |